

京都市訓令甲第7号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年8月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表第1局長の項第3号中「を除く」を「にあっては、総務局長が別に定めるものに限る」に改める。

別表第1庶務担当課の課長の項中第17号を第18号とし、第1号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 職員団体及び労働組合の業務による局の所属職員の3日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、総務局長が別に定めるものに限る。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)